

閱覽用

平成27年 第2回

神崎市農業委員会総会議事録

平成27年2月5日

神崎市農業委員会

平成27年 第2回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年2月5日(木) 15時00分 開会

2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 34名 欠席委員 3名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	欠
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

13番 早田 勝彦 委員

14番 片江 護 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 中牟田 敏彦

係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	あっせん委員の指名について	3件
議案第4号	農地の賃借料情報の提供について	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	9件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	6件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	中牟田 敏彦
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	有馬 靖子
嘱託職員	松延 忍

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	別府 卓馬

6. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。

先日の「ドゥイング三日月」での農業委員研修会、大変お疲れさまでした。

それでは、平成27年第2回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。

先ほどですね、事務局長の方から挨拶の中でもありましたが、1月30日に開催されましたドゥイングでの農業委員研修会に参加頂きました委員の皆さん、大変ご苦労さんでございました。私は都合で欠席致しましたが、農業委員会の改革等について、ある程度詳しく説明があったんじゃないかなあというふうに思っております。今、国会が開会中でありましてけれども。国の方でもですね、農業委員会並びに農協改革の議論が真った

だ中であろうかというふうに思います。進んでですね、陳情要請をしたいというふうに私たちも思いますけれども。県の農業会議、また国の農業会議の団体の方にはですね、陳情についてはお願いし。歯がゆい思いでありますけれども、私達は国会の審議を見守っていくしかないというふうに思っております。

今日は新年会ということで、午後の方で農業委員会総会を開催するということに致しましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、只今から平成27年第2回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は、34名でございます。

欠席届の方が、7番小淵委員、11番志岐委員、27番本村委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いをいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、13番早田勝彦委員さんと14番片江護委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくお願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の中牟田局長、山口係長を指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	あっせん委員の指名について	3件
議案第4号	農地の賃借料情報の提供について	1件

議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	9件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	6件

以上でございます。

議長

申請者の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

議長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

はじめに、お手数ですけれども議案書の訂正をお願いいたします。

議案書1ページです。議案書1ページの議案番号を誤って議案第2号としていたしますので、議案第1号に訂正をお願いします。

次に、同じく1ページの受付番号1番の申請者氏名の下に、カッコ書きで（譲り渡し人）・（譲り受け人）と記載していますが、受付番号1番の申請は使用貸借権の設定ですので、それぞれを（貸し付け人）・（借り受け人）に訂正をお願いします。申し訳ございません、訂正をお願いします。

では、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番、申請地所在、神埼町〇〇、田450㎡、申請理由「現在アパート住まいですが、子供も大きくなり手狭になってきたので、父名義の申請地を借りて一般住宅を建築したい。」ということです。

申請人は、貸し付け人、神崎市神埼町〇〇、借り受け人、三養基郡みやき町〇〇、施設の用途は住宅、倉庫、駐車場などの建設で450㎡です。事業費は整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金は同額の全て借入金です。転用着工は平成27年3月、工事完成は平成27年7月の予定です。受付番号1番の申請は使用貸借権の設定です。農振除外決定は平成26年3月12日、農地区分第2種農地で許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」です。位置図などについては7ページから9ページに添付

しています。

資力及び信用ですが、資力については金融機関発行の融資証明書が提出されています。また、信用については土地利用計画図、建築平面図、工事費見積書などが提出され問題はないと思われま。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神崎市建設課への道路法24条の規定に基づく道路法面埋立て工事承認願いの写しが提出されています。農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて、申請面積は妥当と思われま。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は敷地内の溜柵から北側隣接の貸し付け人名義の農地の排水溝を経由して水路へ排水する計画です。汚水は公共下水道へ接続する計画です。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区から「協議が整い差し支えない」、神埼町土地改良区から「決済金の納入とパイプラインの移設を条件とし、遺憾であるがやむを得ない」、神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化包蔵地の範囲に含まれておりませので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇でございます。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区であります。申請内容については、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

私も現地を確認し、区長さん・生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、申請地の周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことではないということで、無条件の同意書も提出されております。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ありませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

大変、ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地所在、神埼町〇〇、田441㎡、申請理由「現在、兄宅の敷地内の別棟に住んでいますが、子供も大きくなり家の新築を計画していたところ兄より申請地の提供の話があったため、一般住宅を建設したい」ということです。

申請人は、譲り渡し人、神崎市神埼町〇〇、譲り受け人、神崎市神埼町〇〇、施設の用途は住宅、駐車場などで441㎡です。事業費は整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金は同額全て借入金です。転用着工は平成27年3月、工事完成は平成27年6月末の予定です。受付番号2番の申請は所有権の移転です。農振除外決定は平成23年12月19日、農地区分第2種農地で許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」となっています。位置図などについては10ページから12ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については金融機関発行の融資証明書となるものが提出されています。また、信用については、土地利用計画図、建築平面図、工事費見積書などが提出され、問題はないと思われます。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、該当するものではありません。農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて、申請面積は妥当と思われます。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は敷地内の溜柵から新設の道路側溝を經由して水路へ排水する計画で、汚水は合併浄化槽を設置して水路へ排水する計画です。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区から「協議が整い差し支えない」、神埼町土地改良区から「地区外であり支障なし」、教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしく申し上げます。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区でございます。申請内容について

は、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん・生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたけれども、申請地の周辺には農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと思っておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、申請地所在、神埼町〇〇、全て田の4,603㎡、申請理由「申請地の近くには日用品の販売店があり、住宅が多く市街地を形成しており、周辺農地の営農に影響を及ぼさないことが見込めるため、条件付宅地分譲地の最適地として計画しました。」ということです。

申請人は、譲り渡し人、神崎市神埼町〇〇、同じく〇〇、同じく〇〇、譲り受け人、佐賀市〇〇 株式会社〇〇不動産、施設の用途は条件付宅地分譲及び道路、公園などで、計画実測値で4,603.48㎡です。事業費は土地代、整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金は同額全て自己資金です。転用着工は平成27年3月、工事完成は平成27年6月末に造成工事完了の予定です。受付番号3番の申請は所有権の移転です。農振除外決定は平成23年12月19日、農地区分第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」となっています。位置図などについては13ページから15ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については金融機関発行の残高証明書が提出されています。また、信用については土地利用計画図、建築平面図、工事費見積書のほか、条件付分譲住宅事業計画書及び工程表、誓約書、建設協議書など申請関係書類一式が提出されており、特に問題はないと思われます。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、都市計画法に基づく佐賀県への開発行為許可申請書の写しと神崎市建設課への道路、水路の占用許可申請書及び橋梁取り付け工事などの工作物新築許可申請書の写しが提出されています。農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて、申請面積は妥当と思われます。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は各分譲地内の溜桝から新設の道路側溝を經由して水路へ排水する計画で、汚水は合併浄化槽を設置して水路へ排水する計画です。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区から「協議が整い、差し支えない」、神埼町土地改良区から「地区外であり支障なし」、教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしく申し上げます。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号3番の申請内容につきましては、ただいま事務局から説明のとおりでございます。

先ほど意見を申し上げた受付番号2番と同じ区域での申請でございます。現地を確認し、区長・生産組合長にお会いし話を伺ったところ、申請地の周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと思っておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

はい、〇〇番〇〇委員さん。

〇〇番〇〇委員

私の勉強不足で判らない点がありますので、教えてください。

施設の用途の所の説明で、条件付宅地分譲地となっておりますけど。条件付きとはどういうことかなあと、これ指摘ではございません。教えてください。

議 長

事務局、良いですか。説明してください。

事務局

本来ですね、造成工事のみの許可は取れないことになっております。ただ今回は、申

請者の方が造成工事をなさって、上物を建てる際は、そこに契約した業者が建てると、ここに契約した個人さんがですね。そういった事業を行うという制度の基に書類等を整えてあります。他には造成もするけど、建売をするパターンもございますし、そのパターンによって提出している書類、そして県で審議する内容というのも変わってくることもあります。

今回は、造成は申請者がなさって、家を建てるのは個々の契約なされた方が契約した業者さんとなさって行われると。その間には説明の中になりました誓約書なり、建設計画書なりのやりとりも発生するというものになっております。

よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

どうも有り難うございました。

議 長

よろしいですか。

議 長

他にないでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。
ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番、申請地所在、千代田町〇〇、田90㎡、申請理由「譲り受け人は会社を経営しており、自宅においても会社の打合せなどを頻繁に行っているため、自宅の近くにある親類（譲り渡し人）名義の申請地を活用して来客者用などの駐車場整備を計画する」ということです。

申請人は、譲り渡し人、長崎県佐世保市〇〇、譲り受け人、神崎市千代田町〇〇、施設の用途は駐車場で、隣接の宅地地目、これは譲り受け人名義の土地です。それと併せた全体計画187.56㎡のうちの90㎡にあたります。事業費は整地費で総額〇〇千円、資金は同額全て自己資金です。転用着工は平成27年3月、工事完成は平成27年5月末の予定です。農振除外決定は平成23年12月19日、受付番号4番の申請は所有権の移転です。農地区分第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」となっています。位置図などについては16ページから18ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については総事業額500万円以下のため資料提出の必要はありません。また、信用については、土地利用計画図、工事費見積書などが提出され、問題はないと思われまます。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、該当するものではありません。農地以外の土地利用については、隣接の譲り受け人名義の宅地地目との一体利用です。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて、申請面積は妥当と思われまます。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接水路へ排水する計画で、汚水についてはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われまます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区から「協議が整い差し支えない」、千代田町土地改良区から「地区外であり支障なし」、教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答が付けられています。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号4番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号4番の申請は、私の担当地区でございます。申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長・生産組合長にもお会いして話を伺いましたが、申請地の周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案につきましては、農業委員会に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限を適用いたしますので、ご了承をお願いいたします。

議 長

それでは、審議に入りますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議をいたします。

議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号4番を議題といたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号4番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号4番、申請地所在、神埼町〇〇、田7, 472㎡、畑113㎡、申請理由「相手方の要望により経営規模の拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。売買価格は10a当たり30万円で取引されているとのこと。許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率

的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。第4号ですが、150日以上農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。第7号ですが、権利取得者が地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。

次に、受付番号1番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号1番、申請地所在、神埼町〇〇、田788㎡、申請理由「相手方の要望により経営規模の拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。売買価格は10a当たり50万円で取引されているとのこと。許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。第4号ですが、150日以上農作業に従事する見込みがあり基準を上回るとされます。第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。第7号ですが、権利取得者が地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地所在、神埼町〇〇、田418㎡、申請理由「相手方の要望により経営規模拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。売買価格は10a当たり36万円で取引されているとのことです。許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。第4号ですが、150日以上農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。第7号ですが、権利取得者が地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、申請地所在、神埼町〇〇、畑1, 013㎡、申請理由「相手方の要望により経営規模の拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。売買価格は10a当たり70万円で取引されているとのことです。許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。第4号ですが、150日以上農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。第7号ですが、権利取得者が地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の5ページをお開き頂きたいと思います。
議案第3号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。
受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号、あっせん委員の指名について説明します。

これは農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番、売渡希望地所在、神埼町〇〇、田5, 375.51㎡、申し出理由は、「財産処分の為」ということです。申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。位置図は、19ページから21ページにつけています。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名したいと思います。

土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人を御指名いたします。
宜しくをお願いいたします。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、売渡希望地所在、神埼町〇〇、田2, 523㎡、申し出理由は、「財産処分の為」ということです。申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。位置図は、22ページにつけています。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名したいと思います。

受付番号2番についても土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、二人を御指名いたします。

宜しくをお願いいたします。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、売渡希望地所在、千代田町〇〇、田9, 047㎡、申し出理由は、「財産処分の為」ということです。申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。位置図は、23ページから24ページにつけています。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指

名したいと思います。

土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人を御指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。異議なしということで、二人を指名いたします。宜しく願いいたします。

〇〇委員さんについては、宜しく願いいたします。

議 長

次に、議案書の6ページをお開き頂きたいと思います。

議案第4号、農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号の議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号、農地の賃借料情報の提供についてを説明いたします。

① 農地法の一部改正（平成21年12月15日施行）により、標準小作料制度は廃止されました。これに代わるものと致しまして、農業委員会は農地法第52条の規定により、実勢の賃借料情報の提供を行うこととなりました。

下記の賃借料情報は、平成26年1月から12月までの1年間に利用権設定の申出をされた方の情報を、旧大字別に「平均額」「最高額」「最低額」の算出をしたものです。今後、農地の利用権設定の申出をする方は、賃借料の目安としてご利用いただくこととなります。

下記のこめ印をご覧ください。昨年1年間の利用権設定の申出数を記載しております。全体で、975筆の申出がありました。内訳は、田が872筆、畑が28筆、物納が38筆、対象外が37筆となっております。対象外というのは、注2に記載しておりますように、親類間または施設園芸等の特殊な作物を前提とした取引等で、地域の平均から著しく高額あるいは低額なものとなります。

参考ではありますが、神埼町の高額は、反当78,041円で施設園芸とのことです。低額は反当1,400円で、他は物納によるものです。千代田町の高額は、反当30,896円で施設園芸とのことです。低額は反当7,000円で、他は物納によるもので

す。脊振町については、全部物納によるものです。

② 畑については28筆、物納については38筆の申出がありましたが、1筆や2筆の地区が多数あり、個人が特定出来ると判断しましたので、公表は従来どおり、田のみの情報提供とすることにいたしました。

③ 下の表の見方を説明いたしますと、左から町名・地区・旧大字名・平均額・最高額・最低額・データ数の順に並べております。神埼町の永歌を例に説明いたしますと、データ数が32筆、最高額が24,000円、最低額が23,000円、平均額が23,119円となります。他の旧大字も同じような見方をお願いします。

筆数をトータルしますと、神埼町が511筆、千代田町が443筆、脊振町が21筆、合計が975筆の申出数となります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第4号について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決致します。

議案第4号、農地法第52条の規定による農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されましたので、「市報かんざき」の3月号、及び市のホームページで情報提供することといたします。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

本案につきましても、農業委員会に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限を適用することにしましたので、ご了承をお願いいたします。

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の別府と申します、よろしくをお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、農業委員会の議決を求めます。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表、利用権設定関係、

神埼町、新規2件、再設定3件、計5件、

内訳は田10筆、14,380㎡。

脊振町、新規1件、再設定3件、計4件、

内訳は田14筆、16,683㎡。

神崎市、合計9件、

内訳は田24筆、31,063㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

議 長

5 ページをお開き頂きたいと思います。

脊振町の再設定分の受付番号 1 番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号 1 について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第 5 号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の 5 ページの、脊振町、再設定、1 番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田 3 筆、4, 4 1 7 m²となっております。また、この設定の小作料は物納での支払となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、脊振町の再設定分、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号1番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、2ページの神埼町の新規分の受付番号1番から受付番号2番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの、神埼町、新規、1番から2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田4筆、7, 046㎡となっております。

1番の申し出につきましても、物納での支払となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、3ページの神埼町の再設定分の受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの、神埼町、再設定、1番から3番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田6筆、7, 334㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、4ページの脊振町の新規分の受付番号1番の審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの、脊振町、新規、1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆、1、186㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、脊振町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、5ページの脊振町の再設定分の受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの、脊振町、再設定、1番から3番の申し出について説明します。設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田13筆、15,497㎡となっております。

2番の申し出につきましても、物納での支払となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、脊振町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、ご苦労さんでございました。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから2ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から2ページの受付番号6番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号6番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから2ページに記載しております、受付番号1番から受付番号6番につきましては、すべて経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

受付番号1番、土地の所在、神埼町〇〇、田3, 995㎡。

受付番号2番、土地の所在、神埼町〇〇、田2, 639㎡。

受付番号3番、土地の所在、神埼町〇〇、田5, 486㎡。

受付番号4番、土地の所在、神埼町〇〇、田788㎡。

受付番号5番、土地の所在、神埼町〇〇、田1, 748㎡

受付番号6番、土地の所在、神埼町〇〇、田7, 472㎡。

なお、貸し人借り人の氏名住所等については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回神埼市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

16時13分 閉会

神埼市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年2月5日

神埼市農業委員会

会 長 田 中 久 男

13番 委員 早 田 勝 彦

14番 委員 片 江 護